

議事要旨(5)企業会計基準公開草案第11号「ストック・オプション等に関する会計基準(案)」および企業会計基準適用指針公開草案第14号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針(案)」のコメント紹介

豊田統括研究員より、資料(コメント原文、コメント概要と対応案、及び対応案を反映した会計基準及び会計基準適用指針の文案)に基づき、ストック・オプション等専門委員会における検討状況についての説明が行われた。

当委員会は、平成17年10月19日に標記公開草案を公表し、同年11月21日までコメントを募集していたが、当該期間中に14件のコメントが寄せられた。これらのコメントの分析等を踏まえ、専門委員会において検討された主な箇所は、以下のとおりである。

(詳細については、[審議資料\(5\)「コメントの概要とそれらに対する対応案について」](#)参照。)

1. **会社法との関係**：本会計基準は、会社法の施行後に付与されるストック・オプションから適用されることとされているが、本会計基準と会社法との関係について、明らかにする要望があったことに応え、結論の背景において1項を加えるとともに、付与日の定義の中で、これが会社法にいう割当日に相当することを明記することを提案した。
2. **権利行使時の会計処理**：ストック・オプションが権利行使された場合、会社は自社の株式を交付することになるが、新株発行で対応する場合と、自己株式の処分により対応する場合とが考えられる。公開草案においては、会計基準において一般的な会計処理の規定を置き、自己株式の処分に対応した場合の会計処理については、適用指針で規定を置いていたが、記述の正確性と一貫性の観点から、会計基準において、新株発行で対応した場合の会計処理と自己株式の処分に対応した場合の会計処理を明記することが望ましいとの指摘に合理性があると考え、そのように規定の整理を行うことを提案した。
3. **連結財務諸表の注記範囲**：公開草案公表議決時に、コメント募集の中で意見を求めることとされた論点であり、上場連結子会社等が自らストック・オプションを付与している場合、親会社の連結財務諸表において、これを注記の対象に含めるべきかどうかという問題である。コメントを踏まえ、連結子会社が付与したストック・オプション等は注記範囲に含まれること、持分法適用会社が付与したストック・オプション等については、持分法が一行連結である趣旨に鑑み、ここまでの開示は求められないとすることを提案した。
4. **権利不行使による失効**：権利不行使による失効が生じた場合には、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上することとされている。公開草案においては、この会計処理を行う時期について、「原則として」当該失効が確定した期としていた。ここで、「原則として」という文言を入れていたのは、「期末において、当該企業の株式の市場価格が行使価格を大幅に下回っており、かつ、当該ストック・オプションの権利行使期間の残存期間が極めて短いため、残る権利行使期間内に株価が行使価格を上回るまで回復する可能性が認められないような場合」には、失効が確定していなくても、失効の会計処理を行っても差し支えないと考えられたためである。しかし、コメントの中に、「原則として」との文言を削除すべきとの指摘がある一方で、上記の趣旨を離れ、失効数を合理的に見積ること

ができる範囲をより緩和すべきだとの意見が見られたため、誤解を生じないように、「原則として」の文言を削除するとともに、上記のような場合には、失効数が確定したものとみなすこととする修正を提案した。

5. **株価条件**：株価条件については、用語の定義上、業績条件に含まれているか否か不明確であるとの指摘に対応して、用語の定義において、株価条件も業績条件の一部である旨を明示することを提案した。また、本会計基準の中で、株価条件も企業と従業員等との取引における契約条件の1つであり、これを満たす給付がなされて初めて取引が完結し、会計上認識対象となることが確定すると考えられることから、それ以外の権利確定条件と区別して取り扱う必要はないと考えられるとの説明があった。
6. **予想残存期間**：適用指針においては、ストック・オプションの公正な評価単価を算定する際に使用する算定技法として、特定のモデルを指定していない。連続時間型モデルを用いた場合には、ストック・オプションの譲渡禁止の特性を反映するために、予想残存期間を見積ることが必要となるが、ストック・オプションの行使状況に最も大きな影響を与える要因は将来の株価そのものの状況であると考えられるため、合理的な見積りを行うためには十分な統計データの蓄積が必要になると考えられる。このため、合理的な見積りが実際に困難な場合が想定されることから、適用指針では、このような場合には、予想残存期間を算定時点から権利行使期間の半ばまでと推定する規定を置いている。このような推定に必ずしも合理性がないとのコメントもあったが、現実に困難な場合があり、他により代替案がない以上、やむを得ない選択と考えるとの説明があった。また、合理的な見積りが困難な場合には、離散時間型モデルを使うべきだとのコメントもあったが、そのような規定を置けば、多くのケースで離散時間型モデルの使用を強制することになり、算定技法を特定しない、適用指針の趣旨に反し、スムーズな会計基準導入の妨げになるとの説明があった。
7. **ディープ・イン・ザ・マネーで付与されるストック・オプション**：行使価格が1円のストック・オプション等、ディープ・イン・ザ・マネーの状態が付与されるストック・オプションに関しては、通常のオプションとは価格特性が異なり、会計的にも異なる取扱いが必要なのではないかとのコメントがあったが、行使価格に対する付与日の株価状況の如何で会計処理を異にする理由はないと考えられることから、このようなストック・オプションについても、特別な会計処理の規定を設ける必要はないのではないかとの説明があった。
8. **未公開企業の取扱い**：未公開企業の取扱いについては、国際的な調和の観点も踏まえて、原則どおり付与日の公正な評価単価によるべき等様々な意見が寄せられたが、現行案のように本源的価値による会計処理を認めた上で、それを選択した場合に追加的な情報開示を求める原案を財務諸表の利用者が特に広く支持していることから、取扱いの変更をする必要はないとされた。

委員等からなされた主な発言は以下のとおりである。

- ・ 国際財務報告基準や米国の財務会計基準においては、株価条件は、単価に反映させるとともに、数量にも反映させており（株価条件が達成されなかった場合には、費用の戻

し入れを行う) 我が国でも同様の取扱いをすべきだとの指摘があった。(これについては、指摘の国際基準に関し、事実関係を再度確認することとされた。)

- ・ 結論の背景に加えられた、会計基準と会社法との関係に関する説明の箇所で、会計処理の内容についてより、明確に記載すべきだとの指摘があった。(表現を工夫することとされた。)
- ・ 国際財務報告基準や、米国会計基準と取扱いが部分について、記載を求める意見があった。(基準そのもので記載することは、必ずしもその本旨にそぐわないと考えられるが、ニーズがあるのであれば、解説記事等を含め、何らかの対応を検討することとされた。)

これらの意見を踏まえ、第 49 回ストック・オプション等専門委員会(平成 17 年 12 月 8 日開催)で再度検討を行ない、標記会計基準及び適用指針の文案に反映の後、第 95 回企業会計基準委員会(平成 17 年 12 月 20 日開催予定)において最終公表の議決を予定している。

以 上